

平成31年度「産地発、おきなわ海藻消費拡大事業」委託業務
企画提案募集要領

沖縄県では、平成31年度「産地発、おきなわ海藻消費拡大事業」を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出して下さい。

なお、この公募事業は、平成31年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。次の場合においては委託契約を締結できませんので、ご留意の上ご応募下さい。

- 県議会において、当初予算案が否決された場合
- 今後予定されている沖縄振興特別交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合
- 企画提案の内容について、内閣府による事前確認が得られなかった場合

1 事業の趣旨

モズク類は、全国に誇る本県の重要水産品目である。しかし、県内における現状は、収穫後の鮮度保持や加工技術が未熟で、県外出荷は塩蔵等の一次加工を中心とした原料供給に偏っており、十分な販路拡大ができていない。一方、近年注目される生モズクは、鮮度のよい原料を得られる産地の優位性を活かした商品等を製造するための技術開発が望まれている。

本事業では、産地における生鮮品出荷技術の確立と、健康機能に関する知見集積・情報発信を行い、モズク類をはじめとした沖縄産海藻の六次産業化を推進することで養殖・加工生産額増大および消費拡大を図る。

2 事業の期間 契約締結の日～平成32年（2020年）3月20日（金）（予定）

3 予算額 26,376,300円以内（消費税込み）

4 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たすこと。

（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人

であること。コンソーシアムで本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する法人が必ず1社以上参加していること。

- (3) 企画提案仕様書の趣旨に則り、委託業務内容を全て遂行する能力を有していると共に、県の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (4) 沖縄県水産業及び関連産業振興に関する基本的知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している法人であること。
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な執行体制がとれること。また、執行体制内には、沖縄県の漁業実態や流通等について専門的な知識（水産系の技術士や博士号の資格等）を有する専門家がいることが望ましい。

5 業務委託仕様書について

別紙「企画提案仕様書」のとおり

6 応募の手続き

(1) 質問

- ・質問期限 平成31年3月8日（金）午後3時（必着）
- ・質問書 【様式5】
- ・質問方法 メールにて事業担当者（島袋）まで送信願います。
メール（aa048305@pref.okinawa.lg.jp）
回答は、3月11日以降に当課ホームページに掲載する。
※送信後は水産課担当あて電話にて受信確認を行うこと。

(2) 参加申込

- ・提出期限 平成31年3月15日（金）午後4時（必着）
- ・提出書類 【様式6】企画提案参加申込書
- ・提出方法 メールにて事業担当者（島袋）まで送信願います。
メール（aa048305@pref.okinawa.lg.jp）
※送信後は水産課担当あて電話にて受信確認を行うこと。
※コンソーシアムで応募の場合は、代表事業者が申し込むこと。

(3) 企画提案書

- ・提出期限 平成31年3月22日（水）午後4時（必着）
- ・提出書類 下記（4）を参照
- ・提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、到着確認が可能な手段によること。

(4) 提出書類等

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの書類を提出すること。部数は10部（1部は原本、残り9部は原本のコピーを提出）。また、コンソーシアムでの応募の場合は、イ、キ、クを構成員ごとに作成し、提出すること。

ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・【様式1】

イ 会社概要・・・・・・・・・・【様式2】

- ①定款、②役員名簿、③法人の事業計画・報告書、④収支決算書（直近2年間）、⑤組織図を添付

ウ 企画提案書

- ※ 企画提案書はA4版を基本とし、縦・横どちらでも可。
- ※ 企画提案書の内容は、別紙「企画提案仕様書」を参照すること。
- ※ 記載にあたっては、次の項目の記述を必須とする。
 - ①業務の実施体制
 - ②業務の実施方法
 - ③業務の実施フロー及びスケジュール

エ 事業スケジュール

オ 執行体制

本委託業務の執行体制に加え、平成31年度に、沖縄県の委託業務を別に受託している場合は、各委託業務の担当者を明記した執行体制を提出すること。

担当者の過去の実績（本県の委託業務受託記録等）を添付すること。また、水産系の技術士や博士号の資格等があれば、本業務との関連性を含め、その資格の内容と実績を記載すること。

カ 積算書

積算の費目については、仕様書の事業内容にある（1）から（3）を実施するにあたって、必要な経費を全て積算すること。

（注1 各積算項目の単価と内訳を記載すること）

キ 業務実績書・・・・・・・・・・【様式3】

ク 誓約書・・・・・・・・・・【様式4】

ケ 協定書・・・・・・・・・・任意様式

- ※ コンソーシアムで応募する場合には、構成員ごとに会社概要、実績書を作成するとともに、各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出すること。なお、協定書の内容は、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者の名称、代表者の権限、運営委員会、業務の分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等とする。

7 スケジュール

公告日	平成31年3月 1日 (金)
質問	平成31年3月 8日 (金) 午後3時まで(必着)
企画提案参加申込書	平成31年3月15日 (金) 午後4時まで(必着)
企画提案書提出期限	平成31年3月20日 (水) 午後4時まで(必着)
プレゼンテーション審査	平成31年3月27日 (水) (予定)
選定結果通知	平成31年4月上旬

8 選考方法

応募のあった提案については、以下の順番で選考を行う。

- (1) 応募数が6者以上の場合は、沖縄県農林水産部水産課において一次審査（資格及び書類審査）を行い、上位5者について二次審査を行う。応募数が6者未満の場合は、一次審査を実施せず、参加資格等要件の適合を確認した上で、適格者全てを二次審査の対象とする。

- (2) 二次審査については、沖縄県農林水産部に設置する「企画提案審査会」において、以下の項目について、応募事業者によるプレゼンテーション及び企画提案書等提出書類の評価を行い、総合得点の高い順に本業務の企画提案採択順を決定する。

※採択の有無を決定するためのものであり、契約を保証するものではない。

<企画提案書の評価項目>

- ① 企画提案内容
産地における生鮮品出荷技術開発
おきなわ海藻健康機能の情報発信
- ② 運営内容
事業スケジュール、執行体制
- ③ 見積内容

- (3) 選定結果については、応募者全員に通知する。

9 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次点となった順位の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

- (2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する

ことができる。

- (3) 事業完了時に実際に要しなかった経費及び本事業の経費と認められない経費があるときは、相当の委託料を減額する。

※ 契約保証金について（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。

(12) 美術品の買入に係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 審査結果は、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。公表を行う事項は以下のとおりとする。
 - 最優秀提案者とその評価点
 - 全提案事業者の名称 ※申込順に記載
 - 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
 - 最優秀提案事業者の選定理由
 - その他
- (4) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (5) 1提案者（複数の事業体で事業を実施する場合は1コンソーシアム）あたり、提案は1件とする。
- (6) 契約手続きに関する費用は、事業者負担とする。

11 お問い合わせ、質問書・参加申込書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 水産課 栽培流通班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（沖縄県庁10階）

電話番号：098-866-2300 FAX：098-866-2679

Eメール：aa048305@pref.okinawa.lg.jp

担当： 島袋誠菜、上田